

広島県収受	
第	号
- 1.10.11	
処理期限	日
分類記号	保存年限

薬生薬審発 1011 第 3 号  
令和元年 10 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
（公印省略）

希少疾病用医薬品の指定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 5 の規定に基づき試験研究等の中止届が提出された下記の希少疾病用医薬品について、同法第 77 条の 6 第 1 項の規定に基づき指定が取り消されたので、通知する。

記

1. 指定の取消し

- (1) 指 定 番 号：(8 薬 A) 第 97 号  
医 薬 品 の 名 称：リファンピシン  
効 能 又 は 効 果：ハンセン病  
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：科研製薬株式会社
- (2) 指 定 番 号：(28 薬) 第 378 号  
医 薬 品 の 名 称：トシリズマブ（遺伝子組換え）  
予 定 さ れ る 効 能 又 は 効 果：全身性強皮症  
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：中外製薬株式会社

